

二化  
マ義務  
電一部

# 「実態踏まえ」検討を

中環審  
専門委  
廃掃法見直し論点整理

中央環境審議会が設置する廃棄物処理制度専門委員会の会合が2日開かれ、電子マネーの「一部義務化への掘起も含む、廃棄物処理法見直しに向けた論点整理を行った(写真)。事務局が示した論点整理については、委員から「具体性に欠ける」との厳しいコメントが相次いだ。

大を目的とする電子マネーの「一部義務化については、日本経済団体連合会から、「適正な処理業者の存在を十分考慮に置いた上で、電子マネーの利用実態を踏まえ、慎重に検討してもらいたい」と意見があった。また、「一部義務化の内容は？」との質問に、事務局は「専門委の中で検討していきたい。排出事業者の能力に応じて段階的にある程度の義務化とい

う方向性が考え得るだろうが、まずはそうした条件を考える判断材料となる指標化への議論が前提として必要となる」と応じた。

委員の質疑を集めた論点ではこのほか、処理費のダンピングを防ぐため、対応策を検討するべきではないかとされた。説明に対し複数の委員は、基本的な考え方を支持しつつも、「『不当に低価で受託する処理業者には委託しない』という対応策を積極的に排出事業者に課すことは困難ではないか。ダンピングを行う悪質業者は価格を上げて対応を図るだけだ」(新熊隆嘉・関西大学経済学部教授)とか、「不当な低価というものを定量的に明らかにするのは難しい。議論に当たっては処理費がどういった構成で成り立っているのかを示していたらいい」(佐々木五郎・全国都市清掃会議事務理事)などと意見が出た。



また新熊委員からの提案として、「不正を行う悪質業者を排除するためには排出事業者責任の強化といった方向性は避け

られないだろうが、そのような中でも、排出事業者責任の負担軽減と優良業者活用へのインセンティブを合わせ、優良業者を活用する排出事業者には責任強化を免れるように制度設計を考えていくべきだ」など声が上がった。

同委は来月1日に次回会合を行い年内にも結論を見る予定だが、一方、関係者は「国会審議に及ばない程度の見直しであれば、年内の結論を急ぐ必要はない」という気配が委員会には漂いつつある「など、一層の慎重審議が図られる可能性を示唆している。